

- ・ 主要登山口における広報啓発活動

登山者が多く訪れる時期を中心に、主要登山口で広報啓発活動を実施。

- ・ 広報啓発物の作成、配布

北アルプス全域の登山道や危険箇所を網羅した「登山マップ」や安全登山推進リーフレット等の作成、配布。

○登山届提出に係る環境整備費等

【山岳遭難防止条例の運用にかかる環境整備】

登山届の回収、受理整理、提出指導を地元の団体に委託し、登山届管理・指導体制を確保。

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が負担すべきである。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	1,066	夏山シーズン繁忙期における会計年度任用職員の雇用
旅費	712	安全登山の啓発活動等に係る旅費等
需用費	1,429	登山マップ等の印刷等
役務費	48	通信、郵便料等
委託料	19,866	業務委託料等
負担金	152	夏山フェスタへの出展料
その他	225	地元関係者等との調整に係る事務経費等
合計	23,498	

- ・ 長期継続契約（令和3年度～令和5年度）：設計額 4,620 千円（1,540×3 か年）

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

改正活火山法（平成 27 年 7 月 8 日公布）において、火山噴火時の救助・捜索活動の際の登山者の早期把握、安否確認等を円滑に進めるため、地方自治体に登山届等による登山者の情報の把握に関する規定（努力義務）が設けられた。

新潟県では、常時観測活火山である「新潟焼山」の登山者に対し、登山届の提出を義務付ける条例が、平成 27 年 6 月 1 日から施行された。

長野県では、里山を除く「広範囲な山岳」で登山計画書の提出を義務付ける条例が、平成 28 年 7 月 1 日から施行された。

石川県では、白山の活火山地区への登山者に対し登山届の提出を義務付ける条例が、平成 29 年 7 月 1 日から施行された。

山梨県では、富士山、南アルプス、八ヶ岳への登山者に対し登山計画書を義務付ける条例が、平成 29 年 10 月から施行された。

(2) 後年度の財政負担

安全登山に関する広報啓発は継続的に実施する必要がある、また、登山届の管理体制など山岳遭難防止条例の運用のための、後年度財政負担が発生する。

(3) 事業主体及びその妥当性

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が事業主体となるべきである。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議

- 第1回会議
令和2年 11 月に開催(新型コロナウイルス感染症により遅延)

(2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議

- 第1回会議
令和2年 11 月に開催(新型コロナウイルス感染症により遅延)
- 夏山フェスタでの活動結果
 - ・新型コロナウイルス感染症により中止
- 登山届提出指導
 - ・岐阜県高山市高山市丹生川町 豊平バスセンター前

<p>令和2年 6月 19日、20日</p> <p>令和2年 8月 9日</p> <p>・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前</p> <p>令和2年 8月 8日</p> <p>・岐阜県大野郡白川村 三方岩登山口</p> <p>令和2年 8月 29日</p> <p>・岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口</p> <p>令和2年 9月 19日</p> <p>(4)登山届提出に係る環境整備</p> <p>○乗鞍岳において、境界標柱を設置 計 10箇所</p> <p>(令和元年 12月 1日からの乗鞍岳における登山届義務化に伴うもの)</p>
--

(前年度の成果)

<p>・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果</p> <p>主要登山口等において、登山者に対し登山届の提出、安全登山及び条例制定について直接呼びかけたことにより、安全登山の普及啓発ができ、登山届提出者数が増加した。</p> <p>今後も、条例の周知徹底を図るとともに、届出環境の整備を進めることにより、登山届の提出促進が見込まれる。</p>
--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）</p> <p>○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
<p>(評価)</p> <p>○</p>	<p>以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている</p> <p>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
<p>(評価)</p> <p>○</p>	<p>条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を実施した結果、登山届の提出者数(H30)は条例制定前(H25)に比べ約5割増加している。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	

<p>(評価) ○</p>	<p>より効果のある広報のため、関係県との合同による東京都内、大阪府内及び名古屋市内での広報活動実施方法の見直しを図った。</p>
-------------------	---

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割(令和元年度)が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。</p> <p>平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。</p> <p>登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。</p> <p>また、条例の適正な運用に取り組む。</p>
